

南山大学教学マネジメント推進委員会規程

(目的)

第1条 南山大学の建学の理念に基づき、学修者本位の教育の実現を図るべく教育改善に取り組み、学士課程共通の考え方や尺度に沿って教育の成果を自己点検・評価することで教育活動の内部質保証を推進するために、南山大学内部質保証委員会のもとに南山大学教学マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(管掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を管掌する。

- 1 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを通じた学修目標の具体化に関する事項
- 2 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーの評価および見直しに関する事項
- 3 アセスメントプランの策定に関する事項
- 4 アセスメントテスト、学修到達度調査および学修行動調査等、学修成果の把握に関する事項
- 5 アセスメントテスト、学修到達度調査および学修行動調査等のデータの収集、分析および検証による学修成果の可視化に関する事項
- 6 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号をもって構成する。

- 1 学科長
 - 2 教務部長
 - 3 共通教育委員会委員長
 - 4 外国語教育センター長
 - 5 教職センター長
 - 6 体育教育センター長
 - 7 キャリア支援委員会委員長
 - 8 学長の指名する教育職員および事務職員 若干名
 - 9 教学部長
 - 10 教務課長
 - 11 教学企画課長
- ② 委員会に委員長を置き、前項に定める委員の中から大学評議会の議を経て、学長が委嘱する。
- ③ 事務局を教学企画課および教務課に置き、委員会事務を担当する。

(任期)

第4条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長および委員は、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

② 委員会に議長を置き、委員長がこれに当たる。

③ 委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

④ 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。